

正しく

# 屋外広告物のルールを守っていますか？



①

## 許可対象なのに許可を受けていない

一部の屋外広告物を除き、許可を受ける必要があります。  
許可を受けていない屋外広告物がある場合は、許可の必要性について我孫子市都市計画課景観推進室(TEL04-7185-1529)に御確認ください。



②

## 工作物確認を受けていない

高さ4mを超える屋外広告物は、建築基準法(第88条第1項)による確認申請が必要です。



③

## 不燃材料を使っていない

防火地域内(※1)にある屋外広告物で、建築物の屋上に設置されているもの又は高さ3mを超えるものは、不燃材料(※2)で造るか覆う必要があります。



※ 上記事項のうち、②③については、建築基準法に係る内容のため、詳細については我孫子市建築住宅課(TEL04-7185-1541)にご確認願います。

※ (※1)防火地域については我孫子市公開型GIS [あびまっぷ](#) でご確認願います。

▼あびまっぷ



(※2)不燃材料の御確認についてはこちら

国交省HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」

国交省 構造方法 認定

検索



[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000042.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html)